

## 裁判員等経験者意見交換会議事録

日 時 平成30年11月29日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者 司 会 寺 澤 真由美（部総括裁判官）

裁判官 小笠原 義 泰

検察官 山 寄 祥 吾

弁護士 茂手木 克 好

裁判員経験者1番 女性30代（以下「1番」と略記）

補充裁判員経験者2番 女性40代（以下「2番」と略記）

補充裁判員経験者4番 男性30代（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 男性30代（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 男性30代（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 男性80代（以下「7番」と略記）

補充裁判員経験者8番 女性50代（以下「8番」と略記）

報道関係者 朝日新聞

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	裁判員を経験しての全般的な感想・・・・・・・・	3
3	審理に関する感想，意見・・・・・・・・	7
4	これから裁判員になられる方へのメッセージ・・・・・・・・	32
5	報道機関からの質問・・・・・・・・	35
6	最後に・・・・・・・・・・・・・・・・	39

## 1 はじめに

司会

それでは時間になりましたので、裁判員等経験者と法曹三者で意見交換会を始めたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、水戸地方裁判所刑事部の寺澤と申します。本日は私が司会進行を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はあらかじめ御案内しておりますとおり、約2時間を予定しております。最初の1時間半ほどで、私の司会で皆様の御意見を伺っていきたいと思います。その後、記者からの質問を受けていただくことになっております。本日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員などの皆さんにとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは分かりやすいものにするためにはどのような改善が必要かといった点を中心に、皆様方から裁判員裁判に参加して感じられた事柄についてお伺いをしたいと思っております。

ここで本日の会の趣旨について、簡単に説明をさせていただきます。裁判員制度が始まって9年が経ちました。県民の皆様の御協力のおかげで、おおむね順調に運用されていると見ておりますが、制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直し、より良いものに変えていかなければなりません。そのために実際に裁判員裁判を経験された方々の率直な感想、御意見等をお伺いすることが今後の裁判員裁判の運用、改善を検討していく上で重要であると考えております。

また、まだ裁判員候補者となっていない県民の方々から見ると、一体どういう制度なのか、果たして自分たちがやっていけるのだろうかといった心配をされている方も少なくないと思います。そのような県民の皆さんに実際に裁判員などを経験された率直な感想や御意見といった生の声をお伝えすることが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかと思います。そのような二つの趣旨で、本日の機会を設けさせていただきました。

それでは早速開始させていただきますが、まず最初にこの場に出席されている3

名の法曹関係者から自己紹介をしていただきたいと思います。順番は、検察官，弁護士，裁判官の順でお願いをいたします。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の山寄と申します。本日，この意見交換会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士

茨城県弁護士会で弁護士をします茂手木と申します。よろしくお願ひします。

裁判官

水戸地裁の裁判官の小笠原と申します。裁判員裁判の一部について裁判長を担当しております。忌憚のない御意見をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

## 2 裁判員を経験しての全般的な感想

司会

それでは，話題事項 1，2 に入りたいと思います。お手元に話題事項と書かれた用紙があるかと思いますが，まずは，裁判員などを経験しての全般的な感想を伺いたしたいと思います。そして 2 番目に，法廷での審理についての御意見を伺いまして，最後に，これから裁判員などになられる方へのメッセージを頂戴できればと思っております。また，2 番目の法廷での審理に関する話題事項のところでは，法曹関係者からも 2 回ほどに分けて質問をしていただくということも予定しております。

では，早速ですが話題事項に入ります。まずは口を滑らかにする趣旨で，裁判員などを体験されての大まかな感想や印象をお話いただければと思ひます。事件の特色もありますので，お話いただく前に，皆様に御担当いただいた事件について，私のほうから簡単に紹介をさせていただきます。なお，プライバシーの問題がありますので，皆様のことはお名前ではなく番号でお呼びさせていただきますので，御了承ください。皆様にもこれから，自己紹介をかねて全般的な感想を述べていただくこととなりますが，皆様の方でも御自分でお名前は名乗らなくて結構ですので，そ

の点御留意ください。

ではまず1番さんが担当された事件ですけれども、この事件は繰り返し覚せい剤を売り渡すなどしたという、いわゆる麻薬特例法違反などの事件でありました。自白事件で公判は3日、そして職務従事日数が5日の事件であります。では、1番さん、よろしく願いいたします。

1番

今日はよろしく願いいたします。感想ですが、私自身、新聞やテレビでしか見ていなかったの、直接こうやって裁判員に携わって、とても貴重な体験になりました。

司会

ありがとうございました。次に2番さんに参りますが、2番さんが担当された事件は、被告人が被害者の態度などに不満を募らせ、被害者を包丁で突き刺すなどしたが、けがを負わせたにとどまったという殺人未遂の事件でありました。この事件も自白事件であり、公判は3日、そして職務従事日数が4日という事件でありました。では2番さん、よろしく願いいたします。

2番

裁判員裁判に従事させていただいて、正直言うとすごく疲れたと思います。だけど、すごく自分にとっては意義のある経験ができたと思っています。なぜすごく疲れたかって言うと、やっぱりちょっとまだ全然知らない、話したこともないような方と一緒に一つの問題について話し合うということ。それから、その人のちょっとした人生に関わってくるかもしれないっていうこと。だからちょっと生き方にまでちょっと自分は深く考え、自分の思考を揺さぶられるような経験になったと思うので、ふだん使わない頭をととても使ったので疲れたかなというふうに思いました。だけど、その後の自分の仕事とか生活にも生かせるようないろいろな考え方をすると、ということが少し身についたような気がするの、やって良かったなというふうに思います。

司会

ありがとうございました。次に4番さんに参りますが、4番さんが担当された事件は、被告人3名が被害者による暴力などから逃れようとして、共犯者1名と共謀して被害者を包丁で刺したが、けがを負わせたにとどまったという殺人未遂の事件でした。自白事件でありまして、公判は5日、職務従事日数は7日という事件でありました。では、4番さん、お願いいたします。

4番

今日はよろしくお願ひします。裁判員裁判に参加させていただいて、その前から裁判自体には興味があつて、いつか見たいなと思つてたんですけども、そういう機会もなくいきなり裁判員に選ばれて、どういふうに人が裁かれるのかという一応一部始終を見て、それ自体良い経験になつたかなと。

あと2番の方もおっしゃつてましたけれども、実際に審理が始まつて、自分は補充裁判員だったんですけども、それでもやっぱり1日1日が結構それなりにへビーで、途中車で帰るときもいろいろ考へてしまつたり、1日終わると結構疲れることが多かつたです。でも、一方でそれはやっぱり非常に良い経験でもあつて、いろんなことを考へる機会にもなつたと。事件自体もまだ若い人たちの事件で、一応自分が子供を持つ親として、どういふうに子育てをするとか、いろいろ考へることもあつたりして、そういうことから自分自身学ぶことが多かつたかなと思ひます。

司会

ありがとうございました。では、次に5番さん、6番さん、7番さん、8番さんですけども、この4名の方については同じ事件を担当していただきました。その事件は被告人3名が共犯者1名と共謀の上、被害者を監禁した上、被害者から現金を奪ひ、けがも負わせたという、逮捕、監禁、強盗致傷などの事件でありました。この事件は否認事件でありまして、主な争点は強盗の認識や共謀の有無といった点でした。公判は9日、そして職務従事日数は13日という事件でありました。では順番に5番さんからよろしくお願ひいたします。

5 番

よろしくお願いします。経験して感じたことと言いますと、とにかく大変だったって言うか、まず単純に日数ですね。13日間なんですけど確か1カ月近く掛かって、その中でいろんな人数の人と関わりがあって、被告人も複数でしたし、被害者の話も聞くと起こってることは一つのはずなんですけど、何かそれぞれ立場によって捉え方が違ったりとか考え方が違ったりとかそういうのがあって、本当に何か主観というものが、結構いろんな人の意見で本当に事実っていうのが分からなくなってしまうんだなというのをすごく感じました。僕自身経験して考えるときには、ちょっと感情的にならずというか、ちょっと後ろに立って客観的に物事を判断するというのは大事なことなのかなというのは、今回の経験で感じたところではあります。

司会

ありがとうございました。では、6番さん、よろしくお願いいたします。

6 番

よろしくお願いします。やる前は裁判とかそういうのはテレビのドラマで見るような別世界のものというイメージがありましたが、今回携わらせていただいて、正直精神的に疲れたという部分が大きいです。犯人とはいえ、一人一人の今後の人生がそれで変わってしまうというのを自分たちが決めるっていうことの何か重大さというか責任というか、そういうものを強く感じました。

あとは先ほど5番さんも言われたんですが、複数人での犯行だったので、一人一人のその関わり方によって罪状とかもまた変わったりとか、その辺が少し難しい感じもあったんですが、裁判官の方々がアドバイスをくれたりとか、弁護士さんとかに分かりやすく話してもらえたので、そういう部分ではすごく分かりやすくやれたという感じでした。

司会

ありがとうございました。では、7番さん、よろしくお願いいたします。

7 番

私も初めて参加して、もう何でもかんでも分からないことばかりだったんですけども、やっぱり来て初めてこういうのを担当したというか参加させていただいたということで、本当に外国から来た人なんで、その連れて来られた人のその頼った人がいかにずるいか、それで応じてその下の人がみんなそのとおりにやってしまった。で、やったけれども自分では関係のないようなことばかり言って本当に大変だったな。だから、裁判というか検察官も大変だったなと、つくづく思いました。今6番さんと5番さんが言ったように、本当に僕も初めてなんで大変な思いをしたなあと自分で思っております。

司会

ありがとうございました。では、8番さん、よろしく願いいたします。

8番

よろしく申し上げます。裁判員という通知をいただいたときに、本当にこういうものが来るんだなあというのが最初に受けた感想で、それで中の説明を見ながら、行かなくちゃいけないのかなって自分の中で迷いがあったんですけど、子供達に良い経験だから行って来たほうが良いよって後押しされて、そうだな、何でも経験してみるのは良いことだと思って参加させていただきました。実際今まで裁判所の中っていうところに入ったことがなく、実際に裁判官や弁護士、検察官の仕事も拝見させていただいて、法律という世界に入ったことがなかったので、そういうところでも自分自身とても勉強になりました。

実際の事件についてなんですけども、3人の被告人と通訳人と弁護士とたくさん話が出てきて、でも私たちでは分かり切れないことを裁判官がとても詳しく説明してくださって、とても勉強になりました。ありがとうございます。

### 3 審理に関する感想, 意見

司会

ありがとうございました。5番さん、6番さん、7番さん、8番さんの事件は、今お話にも出てましたけども、被告人は3名でいずれも外国人の事件だということ

だったんですね。皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、続いて話題事項2に入りたいと思います。まず最初に、検察官、弁護人の冒頭陳述についての御意見をいただきたいと思います。この冒頭陳述をそれぞれお聞きになって、今後の審理のポイントはどういうものなのかということについて、分かったかどうかというあたりの感想や御意見について伺いたいと思います。争いのない事件、つまり事実関係については争いがないとされていて、主にはどういう刑にするかが重要になるという事件と、事実関係から争われてるという事件があったわけですが、まず争いのない事件について、刑を決めるに当たってどういう事情がポイントになるのかということが分かったかどうか、分かりやすかったかどうかといったところをまずお伺いしたいと思います。争いがない事件ということでいきますと、1番さん、2番さん、4番さんが御担当された事件が該当すると思いますので、それぞれお伺いしていきたいと思います。では、1番さんからよろしいでしょうか。

1番

私の場合、覚せい剤の売買の件があったんですけど、やっぱり検察官や弁護人のお話を聞いてると、やはり本人がどれだけ罪の意識をもって罪を犯してるのかどうか、そういう部分で決めるべきなのかなというふうに、簡単なんですけど、私の中では思いました。

司会

罪の意識っていうのは、反省しているかどうかっていうところが重要かなと思っただけのことですかね。

1番

はい、そうです。はっきりとはまだ言えないんですけど、私の中ではそう思いました。

司会

ありがとうございます。2番さんは、殺人未遂の事件だったかと思いますが、刑

を決める上ではどういう点がポイントかなっていうところについて検察官や弁護人の冒頭陳述を聞いた段階でどのようにお感じになったのでしょうか。

2番

ポイントは分かったと思います。最初の段階で今もそうなんですけれど、例えば冒頭陳述という言葉自体が分からなかったんですけど、このように判決まで行きますよっていう流れを教えていただいて、こういうことなんだな、冒頭陳述とはこういう意味なんだなとかというふうに、そのときは分かって、おおまかな見通しを持って裁判が流れていくというのはそのときは分かったと思います。ただ、もう1年半も経っちゃっているんで、じゃあ今どんな流れですかって言われてしまうと今はもう忘れてしまっていて多分もう分からないんですけど、そのときは、説明していただいたときには納得して1日目の冒頭陳述でお話が聞けたと思います。理解できたと自分なりに思っています。

司会

今、覚えていればで結構なんですけども、どういう点が大事だったなというふうに何か感じたか、何か覚えてらっしゃるところはありますか。

2番

被害を受けた方が裁判の段階でどう思っているのか。重い刑を望んでいるのか、そうじゃないのかっていうんで、確か被害を受けた息子さんは、あまり刑は重くしないでくださいみたいなことを言っていたと思うので、親子というのもあると思うんですけど、多分被害を受けた人の気持ちは大事かなというふうに思いました。

司会

ありがとうございます。書類を見ると、弁護人が冒頭陳述でその被害者の方の処罰感情というところがあって、そこが結構印象に残ったっていうことでしょうかね。

2番

はい。

司会

はい、ありがとうございます。では、4番さん、お願いいたします。

4番

事件自体、被告人にも同情すべきところはいっぱいあって、それはどのぐらい同情すべきなのか。あと、3人でやったんですけれども、それぞれの役割が刑の重さにどれぐらい、何て言うか、刺した人が悪くて、押さえた人はどのぐらい悪いのかとか、途中でいなくなっちゃった人はどのぐらい悪いのかとか、そういうのがポイントだったかなと。最初にその冒頭陳述、これ多分一番最初に、初日に検察官がやられると思うんですけど、その説明がすごく分かりやすく。もっと分かりにくいものだと思ってたんですけども、パワポか何かで資料を用意していただいて、今手元にあるのはそのときのコピーだと思うんですけどよく分かるようになっていて、確かに持っている、この何が争点になってるか分かりましたかということの正解が確かに下の方に犯行の計画性、態様の悪質性、重大さみたいなことが書いてあって、これが答えかなと思ったんですけど、検察官が最初に説明したのが非常に分かりやすく、とても安心しました。

司会

今、検察官の冒頭陳述の話が出たので、弁護人の方は被告人3名なので、それぞれの冒頭陳述があるわけなんですけども、弁護人の冒頭陳述についても何かコメントっていうのはありますでしょうか。

4番

弁護人は正直言うと、一言で言うと分かりにくかった印象があります。というのは、検察官の前ですが、時系列を一つの紙にまとめて書いてくれているので、どうなってるか分かりますし、弁護士はパワポを作ってくれたところも本当にポイントだけが書いてあって、あとは言葉で今このことを話してますよっていうことのタイトルみたいなのがあって、それを見ながら聞くっていうような感じで、やっぱり聞くとどうしてもこう流れていっちゃうので、圧倒的にと言ってもいいかもしれない

ぐらい検察官の資料を常に見てた記憶があります。

司会

ありがとうございます。では、一方で5番さん、6番さん、7番さん、8番さんの事件については冒頭でもちょっと触れましたとおり、争いがあるって、しかも争点もたくさんあるという非常に複雑な事件だったと思いますが、争いのある事件ではこの事件で何が争点になっているかという点について検察官の冒頭陳述や、弁護人の冒頭陳述を聞いて理解できたでしょうか、といった点についてそれぞれ感想や御意見を頂戴できればと思います。では、5番さん、よろしいですか。

5番

別の事件ですけど、検察官からの資料、これがとりあえず最初にあって、内容としては分かりやすかったと思います。事件の場合、争点のあんまりないところとかやっぱり確かにありましたよね。最初から認めているところとかもありましたよね。

司会

そうですね。3人共通の事件としては強盗致傷などの事件があったわけなんですけども。

5番

それでその辺でちょっと争いがあるのかなというのは感じ取れました。それに対して弁護人が反対しているところがあるんだなという、そうじゃないだろうというような意見があるんだなというのを資料を見て分かりましたかね。

司会

弁護人の冒頭陳述を見て、弁護人としてはこういうふうなところを争っているんだなというところを分かったということだったかと思うんですけども。

5番

そうですね。検察官の資料に対してここが違うんじゃないかというような伝え方なのかなっていうふうに感じました。

司会

確かにポイントを絞って、ここは弁護人として争うところだということに記載されていたかなと思うんですが、そこは伝わったかなというふうに。

5 番

そうですね。逆に言うと、弁護人の方でポイントが分かりやすくなったのかなと、検察官の方は一応時系列を全部分かりやすくは整えてくださっていて、その中でポイントを指摘してるのかなという印象を受けました。

司会

ありがとうございます。6 番さんはいかがでしょう。

6 番

まず一番最初に資料を見たのが検察官のまとめてくれた資料だったので、それをメインにどうしても見てしまうところがあったんですが、検察官の資料がすごくよくまとめられていたので、検察官が言いたいことっていうのが分かりやすい、意味が分かるような状態でした。弁護人なんですが、一人一人という形の資料があったので、この人はこの資料を見て、この人はこの資料を見てっていうその資料がちょっと、ああここはこの人の資料だからこっちの資料だったねとか、そういう資料の枚数が多かったのが分かりづらかったんですが、一枚一枚に関しては、言われてることを弁護人もすごく見やすくまとめてくれていました。弁護人も検察官もうちらみたいな素人さんというか、分かりやすく、なるべく難しい言葉は使わないような形でとか、そういうふうにまとめてくれているのかなっていう印象を受けたので、読んでいてもすごく見やすかったですし、分かりやすかったです。

司会

今のお話の途中で、ちょっと何か枚数が多かったっていうような話もあったんですが、それは具体的にどういう点でしょう。

6 番

弁護人の資料が一人ずつ出てきたり、資料を捜すのがちょっと大変っていう、今のこの資料みたいにこういうふうにちょっとつけておいてくれた方が分かりやすか

ったとか、何かそういう印象があります。まとめてどかっとな当時のファイルに挟ま  
ってたと思うんですけど。

司会

被告人が3名いたんですけど、それがまとめて配られていたので、どれがどれか  
かっていうのがちょっと分かりにくかったと。

6番

この人のどれだけってこう捜して、そういうのがちょっと見つらなかったかなと思  
うんです。

司会

裁判所の配り方の配慮がちょっと足りなかったかもしれませんですね。ありがと  
うございました。では7番さん、いかがでしょうか。裁判の最初のほうに聞いた、  
検察官とか弁護人の冒頭陳述というのを聞いて、今回の事件は、たくさん争点があ  
って複雑だったんですけども、大体こういうところは争いになってるのかなって  
いうイメージを持っていたかという点なんですけど、いかがでしょうか。

7番

検察官の言ってることがあまりにも的確ではあったんだけど、時々通訳さんが  
入るものだから、よく聞き取れないところが出てきたことがあるんですよ。だから  
そういう面で大変だったかなって。だから、その検察官も非常に苦勞してたんじ  
ゃないかなと思って。資料をこっち見たりあっち見たりして、たまには間違っ  
たことを言うてしまうこともありますから、だから大変だなと思って僕も一生懸命  
こうやってたんですけども、年配だったもんですから、なかなか今思い出そう  
としても全部が思い出せなくてどうも苦勞してんですけど、外国人相手って  
いうのは大変だなとつくづく感じました。

司会

最初の冒頭陳述については通訳さんが通訳したわけですが、特にちょっとその  
先の証人尋問とか被告人質問では、日本語で言っけて外国語に直してもらったり  
とか、

逆に外国語で言ってそれを日本語に直すとか、そういうところの場面が非常にちょっと難しいなと思ったって感じですかね。

7番

そうです。

司会

では、8番さん。

8番

今の通訳のことなんですけど、通訳の方が二人いらっしゃったので、その通訳の仕方によっても私たちが感じるところが違うなと思いました。こちらの通訳の方だと安心して聞いてられるかなとか、ちょっと分かりにくくなってしまったかなっていうのがありました。6番の方もおっしゃっていましたが、裁判自体が検察官も時系列で裁判の事実関係を追っていったんですが、大体3日間の事件だったので3日も事件を追っていくのに、これほどこの時点で、ここでこういうことがあったというのを追っていくのが大変でした。それで、弁護人が3人についての資料を作ってくださいってんですが、それぞれ形式が3人とも違っていたので、検察官のところにあてはめていくと、今ここに書いてあるのはこのところというのがあるんですが、当時もこの弁護人の書いてくれている資料が同じ形式であつたら、見ていただくと分かると思うんですが3人とも形式が違うんですね。ある程度裁判所の方で、何人もある事件のときには、もとになる形式を作っていて、そこにあてはめていくような形を取っていただけると、もっと分かりやすいのではないかなと思いました。

司会

ありがとうございます。この5番さん、6番さん、7番さん、8番さんが御担当いただいた事件については被告人3名がいるということで、弁護人も冒頭陳述をどうしたら皆さんにより一層分かっていたいただけるかなということで工夫はしていたというふうには聞いております。この書面をご覧いただいてもお分かりのように、そ

の時系列的な事件の流れについては、お一人の弁護人が代表して述べていただいているように思います。あとはそれぞれの被告人ごとに、ここを強調して争いたいという、そういうように工夫はしていただいたようにも思うんですが。ですからみんながその事件の流れからそれぞれこうして長く主張するっていうことではなくて、っていうような工夫はしていただいているようには思うんですが、そういう点は伝わっていたかどうか、あるいはどうお感じになったかという点は、8番さん、いかがでしょうか。

8番

事件の流れは検察官が作ってくれた資料を見たからいつもこのところですよという感じで裁判が進んでいったと思うので、弁護人の方はそれぞれに形が違うので、これが例えば型があって、このところは、この1日目の夜についてはこういうとこっていうのが同じような流れで同じようなところに書いてあったほうが見やすいのではないかなあと思ったんです。

司会

やはり形式的な整理というのは、理解にとっても大事ななあという、やっぱりそういう印象っていうんですかね。

8番

はい。

司会

ではもう1点、その冒頭陳述の関係では、情報量という点についても質問させていただきたいと思います。冒頭陳述、裁判の最初の方に行われるものなんですけれども、最初にたくさんの情報を皆さんにお示しするのはどうかっていうところでも、検察官、弁護人もそれぞれ工夫されてるところかとは思いますが。そういう中で、特に被告人が複数の事件が今回あったわけですが、当然その分情報量も多くなると思うんですが、被告人のその事件についての情報量について皆さんの感想はいかがだったかということについてお伺いしたいと思います。4番さん、いかがだったで

しょうか。

4番

冒頭陳述での情報量が適切かどうかということですね。適切だと思いました。多すぎず、少なすぎず、裁判が進んでいくと、こういうことも知りたいとか、ああいうことも知りたいとかなってはくるんですけど、それって多分裁判員全員別々のことが知りたかったりして。そのとき、限られた時間の中で判決を出そうとすると、このくらいの情報量が適当であろうと思いました。

司会

今この事件の冒頭陳述を、例えば検察官の冒頭陳述を見ますと、かなり事件のいきさつとか犯行を、この被告人3名らがどういうふうに行ったかっていう、その役割もかなり詳細に書いてあるわけですが、ここまで詳細に書いてあることについて、どのような御意見でしょうか。

4番

でもそこまで僕は詳細だとは思わなかったですね。適当だと。このくらい知りたいし。だからその最初は大筋を話すんでしようけど、数字としてちょうどいいくらいで、細かすぎたらだめだろうし、必要最低限の情報量だったかなと思います。実際は審理が進んでいく中で、こういうことも知りたい、ああいうことはどうなんだとかいうのを知りたいこともあったんですけども、確か裁判長か誰かに言われた、結局裁判に上がってるのが証拠で、そこの中だけで審理しなきゃいけないということを見ると、正直これも知りたかったな、あれも知りたかったなってことはあるんですけど、そんなことを全部調べていたら有限の時間じゃ終わらないと思うので、最初の量として適切な量なのかなと思いました。

司会

5番さん、6番さん、7番さん、8番さんの事件も、被告人が複数の事件だったわけですが、検察官の冒頭陳述の情報量、あるいは弁護人の冒頭陳述の情報量について、何かお感じになった点がありますでしょうか。皆様ではなくてもよろしいん

ですけど、どなたか私はこう感じたという点がありましたら、お願いしたいと思います。冒頭陳述の情報が多かったとか少なかったとか、あるいはこういうふうにしてもらった方が良かったかなっていう何か感想はありますでしょうか。5番さん、いかがですか。

5番

そうですね。今見てちょっと思い出そうとしてるんですけども、情報としてはきれいに整ってて分かりやすいんですけど、よくよく考えると、どれがどうかなんていうのはよく分からないので、ちょっと多いような気もしなくもないかなと思います。何か僕はその資料は整ってて見やすいんですけど、弁護人の方の説明、どこが問題なのかというのがよく分かるのがいい感じがして、検察官の資料はちょっと情報が多すぎるのかなという感じがします。

司会

ありがとうございました。ここで、冒頭陳述についていろいろな意見も出していただきましたので、検察官、弁護人、裁判官の方からも経験者の皆さんに何か質問したい点があればどうぞ。

検察官

先ほど裁判官の方から話があったとおり、冒頭陳述というのは裁判の初期の段階で何も分からないとこでやるところですので、なかなか理解していくのが難しいかなというところだと思うんですけども、今回その裁判の中で見ても、検察官だけの冒頭陳述だけ見ても、冒頭陳述の長さが10分から30分の幅がありまして、例えば率直に検察官の冒頭陳述を聞いている中で、長いなと感じたのか、もうちょっと情報欲しかったなと感じたのかっていうところをちょっと皆さんにお聞きしたいなと思います。

1番

初めての経験でしたので、正直私の中では長かったか短かったかっていうのを考える以前に、お二人が一生懸命説明してくださったそのものを一つ一つ自分の中で

消化して行って、自分なりに考えて理解していくのが精一杯だったので、結論から言えば、私の中では本当に十分すぎるぐらいちょうどいいというか、適切かなと思います。

## 2番

出てくる情報を聞き洩らしてはいけないのかなって思っていて気を張っていたので、そのときはすごく量が多いような気がしました。で、ちょっと冒頭陳述じゃないかもしれないんですけど、ちょっと今思い出したのが、刺されちゃったときの傷の深さが小数点第2位ぐらいまで、その被害の傷の深さが何ミリ単位、すごい細かい数字まで出ていて、こんなに細かい数字言われてもちょっと分からないなあというふうには思って、そこまでは情報量というか情報の質というか分からないんですけど、いらなかなとは思いました。

## 4番

時間としては適切なちょうどいい長さだと思いました。前の方もおっしゃったように、多分裁判員は、最初にこれを聞くので、はっきり言って本当にその一字一句洩らさないようにしなきゃって一番頑張っているときなので、長い短いっていうのはあんまり意識もせず、あっという間に終わったと。で、今振り返って見ても、ちょうど良かったかなあと思います。

## 5番

今の話を聞いてて、聞き洩らさないようにものすごく集中してたような、気を張ってたような気がするんですけど、僕は何か集中力があんまり続いてなかったようなところがあって、大丈夫かなとか思いながら話を聞いたこともあったりしたもので、ちょっと足早だったのかなってという感じを受けます。

## 6番

自分の場合はやはり集中してたので、長いか短いかというよりは被告人が複数人いて、どうしてもこのときにこうだった、誰がどうしたみたいなのが出てくると思うんですけど、そういう意味では逆に簡潔にまとまっていたんで、あまり集中もせ

ずに、特に検察官の話を聞いているだけで内容を理解できるような感じで資料の方もまとめてくださっていたので、短いとも思わなかったですし、長いとも思わなかったというのが正直なところです。

7 番

思い出すのが容易じゃなく、長いと言えば長かったですけれども、あっという間に、何だか検察官が何か言うのをただ無我夢中で聞いてて、その書き留めるのが容易じゃなかったというそういう感じで自分は終わってしまったので、何て言っているか、言いようがないような気がするんですよ。あっという間で終わったなという、時間は随分あったんですけども自分としてはそういう感じです。

8 番

冒頭陳述のときに初めてこういう事件かというのが分かるので、大体物語で言えばあらすじのようなことが分かればいいのかなあという感じで、その後裁判を進めるにつれてそこに肉付けされていって事件の内容が段々詳しく分かってきたなという感じです。なので、最初から詳しいことをぎゅうぎゅう詰め込んでいくのではなくて、やはり一番最初は流れがある程度分かればいいのかないかなと思いました。

検察官

ありがとうございました。

弁護士

弁護人の冒頭陳述は、私もつい最近裁判やりましたけどなかなか難しく、検察官のはストーリーがおっているところがあるんですけど、弁護士だとじゃあ認めている事件だと何を言うのかということもあって、争っているとそこはなかなか毎回苦労していっているところなんですけど、最初にまずお聞きしたいのは、先ほど4番さんからも、口で言われた話は流れてしまうとあったと思うんですけど、冒頭陳述は皆さんの事件のときは最初に紙を配られたのか、それとも後から紙が出てきたのか、どちらかという点と、あともう一つは、その配られた紙に例えばメモとかそういうのを取りながら聞くのか、それともそうじゃなくて必死になって聞くだけなの

か、この辺を教えていただければと思います。

#### 1 番

私の場合は紙が先だったと思うんですね。ただもう1年前なのでちょっと記憶が定かではないんで申し訳ないんですけど、その紙をもらった後にやっぱり最初に聞いて何とか必死に自分の覚えているところを自分でもちょっと紙にメモしたりして、少しずつ自分の中で理解していくっていう感じで私はやってみました。

#### 2 番

メモ用紙はあらかじめいただいていたと思います。黒と赤のペンを用意してもらったので、そのメモ用紙に検察官とか弁護人が言ったことを黒色のペンで書いて、自分がそのときに思ったことを赤色のペンで書いて、ちょっと色分けして、自分が思ったことなのか事実なのかをちょっと分けてメモして、後で見返せるようにはしていました。

#### 4 番

私も多分最初メモ用紙をもらって、それで自由に書けたと思うんですけども、ただやっぱり、所詮立ち位置が違って、最初に検察官はストーリーを作って、あと弁護人がそれで反論するとかって反論したりするので、どうしてもちょっと。ストーリーが作れないと、ここは反論して、またこの点ここは反論して。僕の事件の場合は結局、何か主張が情状酌量みたいな、こういうこともあったし、こういうこともあったから同情してよってということなので、あまり事実関係をあだこうだ言うよりも、分かってよっていうメッセージだったので、そういう意味ではあまりメモすることもなくて、どう思ってたってということだったので。確かに単純に比較しちゃいけないかなとは思いました。

#### 5 番

私のときも確かメモ用紙があったと思います。資料も確か事前にそろってたと思うんですが、確かメモを取りながらやってたんですけど、僕はちょっとついていけなくてそんなにしっかりメモが取れなかったから、あんまりメモは取らずに、音

に集中してたような感じがします。

6 番

メモ用紙と資料の用意をしてもらっていたので、どちらかというメモ用紙は使わないで自分の場合は資料に、説明を聞きながら資料を目で追って、ちょっと弁護人が言ってることに肉付けしてメモしていくってというような形で、メモ用紙は逆にあまり使わずに、いただいた資料に直接書き込んだりとかしていました。

7 番

メモ用紙はたくさんいただいて、メモを書くにもどんどん先に進んでいくので書く間がないと、資料を見ただけで、もうおやおやおやという感じで大変な思いだった。だから、メモも結構書いてはいたんですけども、検察官が言ったのと今度は弁護人が言ったのがどこで違っているのか、そんなことばかり考えていたので、もう余計なこと、やった人が答えるのがどこで違っているのか、それを捜すのが容易じゃなかったという、そういう気がするんです。だから自分でメモを書いているとどこへ書いたか分からなくなってしまう、そんな感じだったと僕は思います。

8 番

資料は最初にたくさんいただいてたと思います。メモ用紙も部屋に入る前に置いてあって、どうぞ自由に使ってくださいとあったのでメモ用紙をいただいていって、私は書いてないと時々あまりに長くなってくるとちょっと眠くなってしまったときもあって、これは何かしていないと大変だと思って、とにかく聞こえてくる言葉を全部メモしながら時々疑問に思ったところへは赤い線を引いて、ここは後で部屋に戻ったら裁判官に聞いてみようっていうところを印をつけておいて裁判に臨んでいました。

司会

ありがとうございました。ここからは証人尋問や被告人質問についての御意見や御感想を頂戴していきたいと思います。まず最初に、質問の意図や内容について伺いたいと思います。5番さん、6番さん、7番さん、8番さんの事件について、こ

れまで話に出ているとおりの外国人の事件で通訳がその都度入ったわけです。これまでの御意見で既に出ているところではあるんですけども、普通の日本語だけのやり取りと比べて、通訳が入る場合、理解するという点に置いて何か難しさがあったかどうかといった点です。もし何かちょっとやはり理解が難しいと思われるところがあったとしたら、こういう質問の仕方をしていただければより分かりやすかったとか、何かそういう工夫の余地があればそういう点についての御意見も承れればと思います。では、6番さん、何かこの点について御意見いかがでしょうか。

6番

通訳人が何人かでローテーションで回るような形だったんですが、率直に言うと、言い方が悪くて申し訳ないのですが、当たり外れが大きいなと思いました。日本語でこちらから質問したのに対し、通訳人にはそれがよく分からないというのが確か1回か2回ぐらいあったと思います。で、確か検察官の質問だったと思うんですが、その際に、では質問を変えますという形になったりだとか、あとは言い方を何回も何回も変えているうちに、通訳人に分かりやすく説明してもらい方に何回も、何回も変えるような形を取ったりするので、聞いているこちら側が最終的に頭の中がごっちゃになっちゃうっていう場面も何回かあったので、その辺が少し難しかったというか。

あとはもう一つ、自分が個人的に思ったのが、こちらの質問に対して通訳をしてくれる際に、本当にこちらの言ったことが通訳されているのかという疑問が正直出る場面が多少ありました。ちゃんと伝わってるよねという、こちらが疑問を持ってしまう部分が少なからず出てしまうところが少し難しいところだったと思います。

司会

通訳人のそれぞれの力量っていうのもあると思うんですけど、易しいと言いますか、より短くとかあるいは分かりやすい言い方をすれば、より一層通訳もスムーズにいくという場面もあったというようなことですね。ですから我々質問する側としてもふだん日本語で質問するよりは意識してやはり簡潔に質問した方が良くて

いうところは感じたというところですかね。8番さん、どうですか。

8番

比べてと言われても初めての裁判で、日本語の裁判は出ていないので。でも大体、日本語だともっとすんなりで行えたんだらうなという気はします。

司会

どのあたりがすんなり行えてなかったかなと思われませんか。

8番

やはり6番の方が言ってくくださったように、通訳人が二人いらっしやったので、通訳の仕方によって滞ってしまったりスムーズに流れないことがあったので、そういう部分でしょうか。

司会

7番さんは先ほど、通訳が入って難しいなっていうことをおっしゃってましたが、何かつけ加えての御意見はございますか。

7番

僕が思ったのは、通訳人が言うよりも外国人の被告人の方が日本語をよくしゃべれる人もいますよね。時々そういうことがあるんですよ。だから、通訳人が言うよりも外国人の被告人が自分で言うことがたまにあったと。だから、通訳人がいなくてもよかったのかなという気もしちゃったんですよ。

司会

ある程度日本語ができる人についてはそういうときもあるかと思うんですが、基本的にはそこまでの日本語の能力がないと通常は通訳人を入れておりますし、特にこういう争いのある事件ですと、まず間違いなく通訳人を入れての裁判で進めていくとは思いますがね。

またちょっと事件が変わりますけれども、1番さんの事件については薬物に関する事件ということで、日常生活でなかなか普通に見られるようなものではないと思うんですけども、特にこの事件では被告人質問もそれなりに時間を掛けて行っ

たかと思うんですが、そういう薬物の売り買いのような内容について、質問とかあるいは答えについて、すんなりと理解することはできたでしょうか。もし、何かちょっと分かりにくかったなと思ったら、こういうふうにしてくれたら良かったのについていうところがあれば教えていただきたいと思います。

1 番

私の事件は本当にこれに書いてあるとおり、かけ離れた薬物事件という言葉どおり、やはり売り買いの量とか回数がかなり多くて、確かにテレビとかで先ほど言ったとおり新聞とかで何回かありますっていう話は聞いたことはあったんですけど、実際それが100回とか結構量も多くて、その話を聞いているだけで結構すごかったんで、やっぱり質問されてる方はプロの方なので、ちょっとこれはこれですかとか、ぼんぼんぼんって早口ではないんですけどテンポよくおっしゃられてるんで。体験した私たちからしたら、いやもう量を聞くだけですごいなあとか、もう何かぼんぼん取引の話が出てくるだけでも、理解するだけでも結構難しいところがあったので、すんなり理解できましたかって言われると、ちょっと難しいところもあったかなあとと思います。

司会

初めて聞くようなキーワードって言いますか言葉が特に説明もなく話が進んでいて分かりにくかったとか、そういう場面は。

1 番

そういうことではないんですね。そこまではなかったけれど、なんせもう売り買いの量が多かった、その驚きが結構ちょっとあったので、細かい内容に関して自分自身がそこまで理解してたかっていうと、そこまではちょっと、誰がどうっていうわけではないんですけど、理解してはいなかったかなという感じです。

司会

例えば実際に裁判に出た以外の資料で、他にこういうものもあったらより質問の内容が頭に入ってきたんだけどなという何かそういう点はございますか。

1 番

そこはないですね。

司会

では被告人が複数の事件では被告人質問も被告人の数だけ次々に行われていき、弁護人や検察官もそれぞれの被告人に対して聞きたいことを聞いていくわけですが、それぞれの質問の意図というのは十分理解できたでしょうか。もし、ちょっとできないとすると、こういうふうな工夫があったらいいのになと思われてる点があれば教えていただければと思います。4 番さん。

4 番

次々に行いましたけど質問の意図は分かりましたし、特に混乱することはなかったです。

司会

そうすると、こういうふうな聞き方してくれたから混乱することがなかったというような、そういう観点で何か感想ありますか。

4 番

しっかり、入れ替わり立ち代わり別の人が出てくるということは確かになかったような気がするんですけど、だから被告人にいろんな質問がきて、次、はい、Bの人っていうふうになってたので、それがA、B、A、Cとかなると当然分からなくなりますけど、A、B、Cとなってたんで、混乱することは全くなかったですね。

司会

例えば、同じ質問が繰り返されることによって何かこう集中力が低下していたとか、そういうこともなくすんなり理解できたという感じですか。

4 番

そうですね。理解という観点ではそうだと思います。だけど例えばA、B、Cと順番に進んでCで新しい情報が入ると、それをAのときに聞いたかったとか、そういうのはやっぱり後出しじゃんけんじゃないですけど有利不利はあるなと思いま

した。

司会

ありがとうございました。では、5番さん、6番さん、7番さん、8番さんの事件の関係についても同じようにお伺いしたいと思うんですけど、5番さん、いかがですか。

5番

そうですね。冒頭陳述で、争点ははっきりしてたので質問の意図としては何となくこういう理由で聞いているのかなというのは感じ取れたと思うんですけど、ちょっと細かいところに突っ込み過ぎなんじゃないかなとか思うときもありました。同じようなことを何回も聞いてたりとか、あとはやっぱりさっきの話でもありましたけど、その辺で難しくなったのかなという感じはあります。

司会

5番さんの場合は、冒頭陳述で大体こういうところは争点かなっていうことは御理解いただいていたので、質問の意図もこういうことに関するのかなということで理解はできたというようなことですね。

5番

はい。そういう感じですよ。

司会

ちょっと一部質問の意図がはっきりしないところもあったというということですが、例えば質問する際に、こういう観点で聞くんだけどというような前置きがあった方が分かりやすいということですか。

5番

そうですね。この事件の話をしなくても大丈夫ですか。確か監禁状態、車の中に連れ込んでその移動中のこととかで車内の会話が聞こえたかという、そういうところで何か事件の内容とかこういう経緯、いきさつを、やってた人が知っていたか、被告人が知っていたのかってところが結構争ってたところなのかなという

ところから僕はあったんですけど、その辺りでちょっと車内の音とかそういうところとか何か対面していて分からなかった、そういう細かいことに行き過ぎてて、ちょっとよく分からなかったという感じでありました。

司会

恐らくはその争点である強盗の認識につながるところの前提としての質問だったかなと思うんですが、そのままちょっと聞いてるときには。

5番

何か細かいところに突っ込んでしまった感じが僕はしてて、それに全体としてぼやんとしてる印象なんですけど、そのときの全体としてですかね。結局何が知りたかったのかなっていう感じに、最終的にぼやけちゃう、そんな感じがしました。

司会

ありがとうございます。6番さんはいかがですか。

6番

自分は分かりました。というのは、被告人に質問する際に検察官も弁護人もどちらも事件自体が1日の中ではなくて二、三日にまたがっての事件だったので、日にちとかを何日のどこどここのことを質問をしますというふうに最初にどの場面の質問をするのかをちゃんとってから、こういう感じですねみたいな聞き方をしてくれていたんで、どの場面で、誰の誰に対しての行動かという質問というのは、すごく分かりやすかったです。

司会

では、ちょっとまた観点を変えて証人尋問、被告人質問に関する御意見などをお聞きしたいと思います。その証人尋問や被告人質問の内容を聞いて、この事件の内容を実感としてしっかりと理解できたかという点についてお伺いしたいと思います。2番さんや4番さんが御担当された事件については自白事件ではあったんですけども、その刑を決めるための資料として被害者のお話とか、あるいは共犯者の話というのを直接法廷で聞いていただきました。それによってどうしてこういう事件が

起きたのかという点が被害者あるいは被告人の口からそれぞれ語られていて、刑を決める上での資料にされたと思いますけども、そういう話、被害者などの話を直接聞いて、事件の内容を実感としてしっかりと理解できたかという点について御意見をお伺いしたいと思います。2番さん、よろしいでしょうか。

2番

証人として、奥さん、お母さんが出てきたんですけれど、お母さん、そのときすごく自分の息子がとても大変だったんだみたいなことをたくさん言ってて、大分感情的にうちの旦那は確かに刺しちゃったけれど、頼むから助けてくれみたいな感じで、お母さんの言い分は、すごく気持ちは伝わるような証人尋問だったなあというふうな気がしました。ただ、もう泣きそうな勢いだったので、気持ちは分かったんですけれど、きっといろんなことが本人たちの中であって、その事件の当日だけじゃなくて前後関係ずっといろいろあったんだなというのが分かったと思います。なので自分なりに証人尋問は感情的な感じだったけど、気持ちは分かりました。

被害を受けた息子さんが検察官とお話してたときに、外国人ではないんだけど、日本人なんだけれど、やっぱりちょっと配慮の必要な人だったのかなっていうことで、検察官の質問にちょっと早口だったりしてちょっとよく分からないみたいな感じで答えることが多かったのもう少しゆっくり話をしてあげたら、もうちょっとこの被害を受けた息子さんは話が分かって質問に答えやすかったのかなと、聞いていて思いました。自分で言うのもなんですけど、自分は聞いてて分かったんですけど、その被害を受けた息子さんはもうちょっと配慮してあげた方が良かったのかな、そういう人もいるのかなというふうに思いました。

司会

先ほどの話にも係りますけれども、尋問の仕方というのもやはり聞く側にとっては大事ななということですかね。4番さんの事件もいきさつが刑を決める上で一つのポイントかなというあたりのところで被害者の方のお話も直接聞いたんだと思うんですけども、ご感想はいかがだったでしょうか。

4 番

そうですね、おっしゃるとおりで、そのいきさつはとても重要で、その背景、その殺人未遂に至る経緯、どういう状況でやってしまったのかというのがとても大切で証人尋問に御両親が出てきて、息子だと思いませんでしたけど、まあ仕方なかったんだみたいなことをおっしゃっていて、その気持ちもよく分かりますし、同情すべき点が多いという点もよく分かりました。

司会

一方では被害者の方もお話されたところで、そういう被告人側の証人、それから被害者ご本人のお話を聞いて自分としてはこの経緯はどう評価したらいいのだろうかということについて少し整理ができたところもあったでしょうか。

4 番

そうですね。刑を決める上でとても重要だったのが、若干この事件として、どっちが被害者でどっちが加害者なのか分からなくなるようなところもあって、つまり、被害者の落ち度もあって、ちょっと印象的でよく覚えているんですけど、被害者に対して弁護人が質問して、それに対する回答が若干あいまいで、それが被害者に対する印象としてちょっと悪くなるかなとか、そういうことがあったりしましたね。それをよく覚えてるんですけど。

司会

ここで、被告人質問や証人尋問の関係で検察官、弁護士、裁判官の方から何か質問があればどうぞ。

検察官

冒頭陳述とかで事件のあらましかが説明されていて、さらにその後、証人尋問、被告人質問が実施されると思うんですけども、その中で、冒頭陳述で抱いていたイメージと違っていたというところがあればちょっと教えていただきたい。もし違っていたとしたら、それはどういう点かというところで教えていただきたいと思います。お願いします。

1 番

私の中ではそんなに違っているところはなかったです。

2 番

私の場合は、最初の冒頭陳述の頃の言葉だけで、例えばすごい被害を受けてる息子さんが毎日不平不満を言って、たまに暴力を振るうみたいなことを聞いたりとかしてても、実際に、その後公判で証人だとか被告人の方々の話を聞くことで、これは被害を受けた息子さんにもやっぱりよくなかったところが結構たくさんあるんじゃないかなというふうに実感して、ただ不平不満を言うみたいな言葉だけよりは実際に話を聞くことで、後半これまで情状酌量結構あるんじゃないかなというような気持ちになったので、ちょっと気持ちは変わったと思います。

4 番

私も 2 番の方とほとんど同じような感じを受けて、つまり冒頭陳述で検察官に言われてたときには、確かにそこにも被害者には背景としてこういうのがあった、だけれども刺しちゃったのは悪いよねっていう言い方をしてて、被害者にもこういう落ち度があったっていうのがその後の裁判が続くにつれて、弁護人がこんなこともあった、こういうこともあったと言うことで、最初は少しなのかなと思ったけど、そこまでいろいろあったんだというのはあって、印象は変わったというのはあります。

5 番

3 番さんと同じような感じですかね。冒頭陳述に関しては被害者の話とかを聞いていく中で、やっぱりちょっと合致しないというか、筋がとおらないなというところも出てきたりして、あとは話としては最初とその冒頭陳述のときの話とちょっと変わってきたかなという感じ、印象が変わったかなという感じです。

6 番

自分も印象は変わりました。やっぱり内容をどんどん聞いていけばいくほど、最初の冒頭陳述の話と、あれ、違ってないというのは、あれ、これ違ったかなみたい

なそういうところが出てくるんで、やっぱり最初の印象とは変わりました。

7番

冒頭陳述で大体もう流れが行くような感じはしてたんです。だから、いろんなことを付け加えるけれども、大体それで行くようになっていたように自分では思っております。

8番

最初に被害者というのがまるっきり被害だけを受けてる人なのかなという、検察官の冒頭陳述では被害者とはということだけで載っていたんですが、事件のことが分かってくると、意外と被害者も悪い人だったみたいところが段々分かってきて、内情が分かるにつれ、本当に悪いのは被告人だけじゃない、被害者にも悪いところがあったんだというのは分かってきました。

弁護士

今のとちょっと重なるところもあるんですけど、今度逆に弁護人が冒頭陳述で言ったことで、例えば何かこういうことを証明しますよって言っておきながら、証明されてなかったのではないかみたいなことがもしあれば教えていただければと思います。具体的にこういうことを言ったのにそれがそうでもなかったぞみたいなものがあるならばというところですか。なければいい結構です。よろしくお願いします。

1番

私の場合そういうのはなかったと思います。

2番

私も同じで、言ったのと違うなとかそういうのはなかったと思います。

4番

僕はなかったと思うんですけど、細かいことを言うと、例えば事件の何日か前に被害者をバールで殴った、検察官は、そもそもそれはバールなのか、ドライバーなのか、スパナとかいう言い方も出てきたり、それぞれ言い方も違って。例えばそれが当然ちょっと軽くやったとか、大振りだったとか、相手はこの隙に来たとか、そ

ういう細かいことに関しての事実は、正直僕は大事だなとは思ったんですけども、それぞれ言ってることが違うので、そこは判断しようがないし、ただ一方でざっくりでそういういろんなことがあった大まかを見ると、弁護人が事実を証明するとか実はあんまりなくて、こんなにいろいろあったんだから情状酌量っていうのは一応できてたかなとは思いますが。

5 番

ちょっと思い当たる感じがないので。

6 番

細かいところで言ってしまうと、被告人にそれぞれ弁護人がついていて、恐らく被告人の話で弁護人がそういうのをまとめてくると思うんですが、例えば被告人のAがこの場面では俺はいなかったと言っても、残り二人が、いやおまえいただろうみたいな、そういう食い違いが若干あったので、そういうところぐらいです。

8 番

今6番の方から本当にいなかったらという話があったんですけど、そういうところは裁判の場面でいろいろな方面から意見が出ていました。で、被告人が3人いたんだけど、この時点で本当に悪い人がもう一人いたので、弁護人は、結構もう一人いたその親玉ですけど、こちらが言ったからこの人たちはやってしまったんだみたいな、自分からやったのではないということを全部この弁護人の冒頭陳述にも書いてあるんですけど、そういうところから弁護人の方は弁護していたと思います。

#### 4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会

どうもありがとうございました。それでは最後になりますけれども、皆様方のほうからこれから裁判員になられる方へのメッセージを、それぞれお願いしたいと思います。

8 番

先日、友達に私こういう経緯で裁判員を経験しましたって話をしたんですが、「え、私行きたくない」とかって言う友達がいたんですけども、「どうして」って聞いたら、「殺人事件とか出てくるとそういう場面を画像とかで見せられるんですよ。ちょっとそういうの耐えられないな」なんて話があったんですが、実際経験してみても、私は殺人事件じゃなかったんで、実際被害に遭った人がここら辺を傷つけられたとかそういう写真は見たんですが、とてもテレビみたいにわあっと目を背けるといよりも事実をちゃんと見なくちゃという方が先に立って目をそらしたいとかそういう感じはなかったんで、これからは裁判員になる方がいたら、殺人事件だから怖いとかそういうことなく、事実を見るということでこういう機会に裁判に関わっていただけたら、自分の見解が広がると思います。

#### 7番

僕も裁判員裁判をやって、こういうのをやったということだけ何人かに話したんですけども、中には行きたくないっていう人もいるし、俺も経験したいという人もいます。だからいろいろいるから、どっちをとって話した方がいいかなと思って。ただ自分で体験した大変なところがこうだったんだと、けれどもそう決めるのには自分の考えだけではまずいんだということをこれからも教えていきたいと思っています。

#### 6番

これからなられる方へということなんですが、正直日常の中でこういうふうに見ず知らずの人と集まって意見を交換し合う場というか、そういう場面というのは正直あまりないと思うので、いろんな人の考えとか意見も聞けますし、自分でしっかり考えて自分の発言をしっかり言うということをやれる場だと思います。その人一人の判決を下さなきゃいけないというちょっと重たい部分も正直あるとは思いますが、そういうことよりもやって良かったな、自分のためになったな、経験になったなというプラスの方が、終わってから何か自分の中では大きいかなと思って、是非面倒臭いからやりたくないとかではなくて、自分の成長のために進んでとは言わ

ないですが、あまり臆することなく参加していただけたらいいと思います。

#### 5 番

皆さんに今言われちゃったんですけど、何か難しく気負う必要はないんじゃないかと。本当にフラットな気持ちで淡々と、と言ったらあれですけど、自然にと言ったらあれですけど、ふだんの自分の目線で見るとというのがそもそも目的と言うか、そういう意味のあることだと思うんで、普通にと言うか素直な気持ちでやっていただければいいんじゃないかと思います。

#### 4 番

私は、この裁判員制度自体が非常に良い制度だと思っていて、実際参加してみてもさらにそれを強く思ったんですけども、やはりこういう機会がないと、僕自身興味があったとはいえ裁判所に行くことはやはりなかったですし、どういうふうにかかれていくのかということも分かって、幾つかそういう中でも、こういうところを改善した方がいいんじゃないかなとか、でも仕方ないのかなとか、いろいろ考えることもあって、こういう場で意見を言う機会も与えていただいて、そういう意味ではこういうこと、裁判員制度がなければ興味があっても裁判所に行かなかったらうし、当然裁判所にいろいろ言うこともなかったらうしということが、良い制度なんだろうなと思います。そういうのがやっぱり嫌な人もいるかもしれませんが、例えば私の事件でも刺されて血が飛び散ってるようなシーンがあったと思うんですけども、そのときはやっぱり色もちゃんと処理されていたり、よっぽどテレビとか過激な映画とかで見るその殺人シーンと比べたら全然マイルドなんじゃないかなと思いました。一方で、正直選ばれてから始まるまでというのは自分あんまりそういう意味では言葉悪いですけど、わくわくしていたんですけど、始まってみるとやっぱり人を裁くことの重さっていうので、具体的なことよりも精神的な疲労は結構ありましたね。でもそれでもやはり参加する価値のある裁判だったと思います。

#### 2 番

みなさんと同じ意見です。ただやっぱり裁判員に参加するには周りの協力は必要

かなと思います。どうしてもやっぱり子どもが小さかったり、家が非常に遠いところにあたりとか、仕事の出張が多いとか、病気があるとかいろいろ事情も皆さんあるところなので、できる人というのは限られているとは思いますが、そういう環境が整うのなら好みでどうのじゃなくてやはり参加はした方がいいのかなと、自分のためになると思いました。単純にやっぱりいろんな人の意見を聞くので、多面的な考え方が身につくというのもあると思うんですけど、人前でこんなふうにお話をするというのは自分の考えが整理できないとできないことなので、自分の中にはこういう一面があるんだなという発見もありましたし、いろいろ考えたことから、その事件一つのことから今の世の中にはこういうのが足りないじゃないかなみたいな現代的な福祉の面とか、そういう地域の問題とか、あまりにいろいろ考えるきっかけに自分はなったと思うので、非常に良い経験ができたなど。自分の中では衝撃的な経験ができたと思っています。可能な人はやっぱりやった方が良いと思います。

## 1 番

私自身もやっぱりそうだったんですけど、選ばれると何をするんだろう、どうしたらいいんだろうとかと怖いところもあるとは思いますが、実際参加してみて初めていろんな人と会って意見を交換したりとか、私はこう思ってるよという話をしてるうちに、自分も少しずつ本当にその制度に参加しているような気持ちになりますし、自分ももう少し意見を言ってもいいのかなというふうに思える気持ちが強くなれるような経験だったので、これからされる方にも、気持ちを楽に持つと言ったらおかしいですけど、やっていただけたらいいなと思っています。

## 5 報道機関からの質問

司会

ありがとうございました。では、大変お待たせしました。新聞記者の方から御質問をどうぞ。

朝日新聞

貴重な機会をいただき、ありがとうございます。今日、幅広くいろんな議題があったと思うんですけど、一つだけ今後の裁判員裁判の維持とか、より良いものにしていくために、こうした方がいいんじゃないかということがあれば教えていただくと幸いです。

#### 6番

自分の場合ですと有給休暇ではなく、その裁判員用にちゃんと休暇をいただける会社だったので、そういう意味ではすごく優遇された環境にいて参加できたんですが、やはり先ほど2番さんが言われたように、周りの環境というのがとても大事だと思いますので、その辺をちょっと最初に届いた説明書を見たときに、嘘ついて断ると罰則がありますみたいなふうに捉えたんです。なので、もう少しラフな感じな誘い方というか、かつ、周りも協力的になってくれるような何かがあればいいのかなと、そういうふうに思いました。

#### 5番

僕も6番さんと一緒に、割と会社が都合をつけてくれたというようなところもあって、でなければ多分1月の半分近くも参加することもできなかったでしょうし、その中にはやっぱり会社内でフォローしてくれる方、協力してくれる方や家族がいたわけで、本当にこういう制度をもっと続けていくためには、やっぱりいろいろ協力できるような仕組みであったり何かできるといいなあと本当に思います。今はそういうところで何か法律家にもしっかり聞ければいいんですかね。そういうふうに思います。

#### 4番

私も特にないんですが、強いて言うならやっぱり茨城県は広くて、水戸市まで結構遠くから来る方が多いので、そこら辺が結構大変だなと思います。まだ僕の場合はよかったんですけども、遠くから来ている人とかいるだろうし、もう少し支部とか使ってそこでもできるようになればいいのかなと思いました。

#### 2番

まずは、裁判員裁判に参加するととっても良いよというのはもうちょっと社会に広まるといいのかなと思ってます。

あとは、最初に来る封筒が裁判所って書いてあるとすごくドキッとして、何か悪いことしちゃったのかなみたいに思ってしまうので、あの封筒を何かもうちょっとかわいらしくするとか、何かちょっとキャラクターつけるとかでもいいかもしれないし、簡単にできるとしたらそういうこととか、あとは、これはちょっと具体的に現実的じゃないかもしれないんですけど、環境が許せてやりたいと言ってる立候補者からやってもらうというのは可能なのはちょっと分からないですけど、そういう人から選ばずっといくのかなと思いました。

8番

何人かの方が最初にいただいた封筒のことを言ってらっしゃったんですけど、私も同感で最初に裁判所から来たときに、やっぱり何か悪いことをしたという感じがあったので、もっと裁判員制度へのお誘いとかが柔らかいメッセージと、それから中に入ってきた文書もたくさんあって、あれを読み取るまでもああ面倒臭いなあといい気持ちになってしまうので、文書ももう少し簡単にして、さあ皆さんで参加しましょうって、それこそそういう文章だともっと良かったんだと思います。

7番

さっき言われたんですけども、この手紙が来たときに、僕も友達にこういうのが来たんだという話をすると、みんなそれを見て、良い経験だから行きな、行きなとみんなに言われて、自分でじゃあ行こうと決めて来ました。

朝日新聞

マスコミの報道の立場から裁判員裁判を捉えておまして、今回も三つの事件で事前に裁判員裁判が始まるまでに報道でこの事件を知っていたという方はいらっしゃいますか。私たち報道で事件が発生してから裁判が始まるまでに、警察の捜査以上に、私たちの取材でいろんなことを明らかにして世の中に伝えていくという仕事をしてるんですけども、そういうふうになると、裁判員をやる方がその記事を読

んでどういうふうに思い、それが裁判に具体的に影響しないのか、皆さんの心に影響したか、今後そういうことはなくすべきなのか、どのようにお考えかをお聞かせください。

7 番

こういう制度はあった方が良く僕は思います。みんなにも友達に言うと、ここは封筒だけしか見せないんですけど中味のことは絶対に言わないで封筒だけ見せる、そんなことだったら経験してきなと言われる。だから、やっぱり経験はするべきだと思うんでやっぱりこれはこれからもあった方が僕は良いと思います。

8 番

新聞で同じ事件でも新聞によって書き方が随分違うんですよね。うちで新聞を2紙取ってるんですけど、同じ記事をこう見て、こっちはすごい分かりやすく簡単に説明してくれてるし、こっちはちょっと分かりにくいし、あと、こっちはもう被告人とかの名前も載ってるけど、こっちは匿名になってるとかいろいろあるので、新聞によっても違います。今回私がこの事件を新聞で見たときは、被告人の名前と、こういうことがあったということだけで、別に私情が入っているわけでもなく事実だけだったので、それも結構私が住んでるところの近くだったので特に目が行ったというだけで、特に今回のこの裁判に私が挑むに際して影響はなかったと思います。

朝日新聞

例えば、これから大きな事件、これから裁判員になる方がそういうふうに影響を受けるからあまり具体的な話はないほうがいいと思われるのか、やっぱりそれは報道をしても構わないと思うか。

8 番

事件は新聞に載せないといけないですよ。

朝日新聞

法律でそれは定められてるわけじゃないんですけども、つまりそういうのは事前に報道されると裁判員になる方の心証には影響を与えますよね。

8 番

事実だけであって、事実を知らないよりは知っていた方が良いと思います。

朝日新聞

分かりました。ありがとうございます。

司会

もちろん裁判するときには刑事裁判の原則をしっかり皆さんに御説明して御理解いただいておりますので、そういうニュースは証拠ではなく、まさに法廷で出た証拠に基づいて法律に従って常識で判断しましょうということで、御参加いただいたみなさんも御理解いただいております。ですから、報道と実際の裁判というのは分けて考えていただいてもよろしいのかなというふうには、個人的には思います。

## 6 最後に

司会

よろしいでしょうか。本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。また、活発な御意見も頂戴いたしまして本当に感謝しております。今日いただいた御意見を、また今後の裁判に生かすべく我々も努めていきたいと思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。